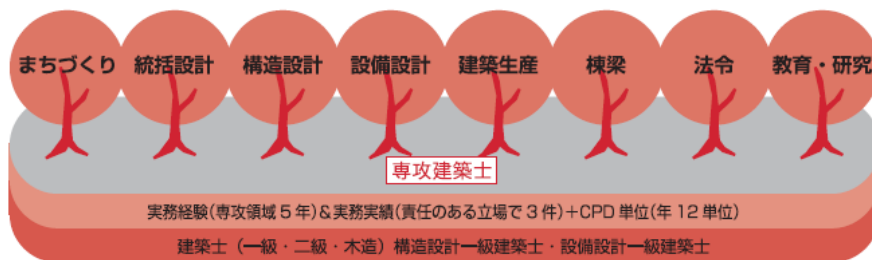


1. 専攻建築士制度について

1-1. 専攻建築士制度と建築士会の役割

建築士会が想定する「専攻建築士」は、専攻領域の高い専門性を備えると共に、他の専攻領域も含め幅広い基礎的素養を身につけていることを前提としています。それ故、各々の専攻領域は個別に独立した形をとらずに、お互いがラップする形を取っています。こうした「かたち」を、教育体系から資格制度まで各々の専門分野が独立して存在する欧米の「タコツボ型」に対比して、基礎的素養をもつ建築技術者を基盤（建築士）として専門分化する形として「ササラ型」と呼んでいます。このことにより、他の専門家との連携や知識・理解の共有化が図れ、結果として建築環境の質が高く保たれると考えています。近代化する建築生産では、多様に分化した専門家が参加し彼らを如何に統合化するかが課題となっており、「専門分化と統合の課題」をより合理的に行う仕組みの一つとして専攻建築士制度を位置付けます。



多様な専門家を擁する建築士会は、これらの専攻建築士を社会に表示（役割分担の明確化）することで、消費者の便宜と信頼性を獲得する活動を推進します。

専門家として社会へ表示するからには、一定の実力と実績が必要であり、また、その信頼をより高めるために、継続的な能力開発が必要です。このことから、専攻建築士は 2003 年度から建築士会が開始した「CPD（建築士会継続能力開発）」を認定登録と登録更新の一つの要件にしています。本制度への多くの建築士の参加を通じて、2004 レポートに示す『新しい建築士像：幅広い基礎的素養と、高い専門技術を備え、健全な職業倫理を持つ建築士』の確立を目指し建築士会が自らの運動として、内向きなメリット論から脱却し、建築士の社会的責務を先ず果たすことで、社会的に定着させその結果として、建築士会と会員の信頼性が高まり、メリットも生まれて来ると考えます。

専攻建築士制度も開始以来 5 年目を迎え、既に認定者は 1 万 5 千人強（会員の約 15%）に達し、登録更新の受付手続きも 47 建築士会の内の半数の建築士会で開始され、制度のさらなる飛躍と新たな展開を求められる時期を迎えている。また、多くの都道府県建築士会や日本建築士会連合会は建築士資格の「指定登録機関」として指定され、会員のみでなく広く建築士へのサービスを前提とし、より公益目的に沿った活動が要求されています。

専攻建築士制度は、努力し意欲ある建築士を対象とし、建築士能力の維持向上と「関係法令や新技術の継続研修」、「専門分野の実務経歴や実務実績の審査」を受けて登録された建築士を社会に表示する制度で、この制度を全ての建築士にオ

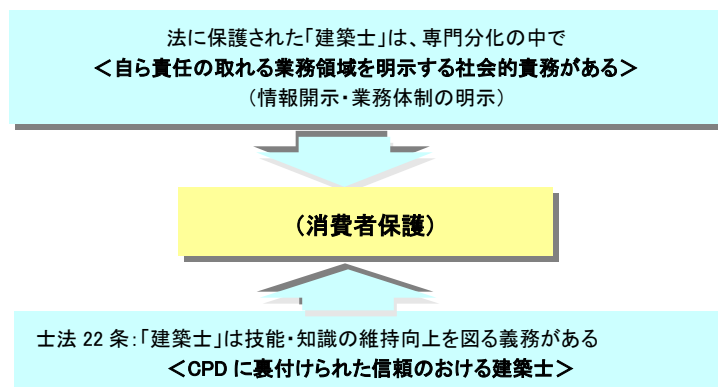


図 II 消費者保護が第一の目的

オープン化することによって、社会制度として「専攻建築士」が定着することを目指します。

社団法人山口県建築士会は、社団法人日本建築士会連合会と連携してそうした建築士を支援し、その実績と研鑽を証明するため、専攻（専門）領域について一定の実務実績のある建築士を公正に審査し、「第三者性のある認定機関」が認定する「専攻建築士制度」を2005年（平成17年）度より実施しております。

1-2. 専攻建築士の領域名称等

専攻建築士制度は、専門分化した建築士の専門領域及び専門分野を表示し、建築士の責任の明確化を図ります。専攻建築士の名称・区分は下記の8領域とし、実務実績により複数（3領域まで）表示することができます。あわせて、専門分野（得意分野）を表示することができます。

なお、平成22年度より「設計」を「統括設計」、「環境設備」を「設備設計」、「生産」を「建築生産」に名称変更いたしました。

表1 専攻領域と代表的な業務と基礎要件

名称	代表的な実務と基礎要件
まちづくり 専攻建築士	①都市デザイン、都市計画に係わる業務 開発事業、区間整理・再開発等の具体的プロジェクト、または、都市・まちづくりの企画、調査等のコンサルタントに関わる業務 ②地域の住民やNPO団体等による景観保存、まちおこし運動、地域貢献活動等に対する専門家としての幅広い支援活動
統括設計 専攻建築士	建築士免許を必要とする建築の設計及び工事監理等に係わる業務。一般に、建築設計事務所、建設会社の設計部門等で「建築設計者」「技術スタッフ」等として従事している者。その他、官庁・地方自治体・公共団体や民間企業で、設計・工事監理等に従事している者も含む。「APEC アーキテクト」は申請に基づき認定される。
構造設計 専攻建築士	建築士免許を必要とする建築の構造設計及びその工事監理等に係わる業務。「1級建築士」を対象とする。「構造計算適合性判定員」・「構造設計一級建築士」・「JSCA 建築構造士」・「APEC エンジニア（構造）」は、申請に基づき認定される。
設備設計 専攻建築士	建築士免許を必要とする建築の設備設計及びその工事監理等に係わる業務。「1級建築士」又は「建築設備士」資格を持つ「2級・木造建築士」を対象とする。（実務経歴年数5年は、いずれか早い資格取得から算定する） 建築士免許を持つ「JABMEEシニア」・「設備設計一級建築士」は、申請に基づき認定される。
建築生産 専攻建築士	建築施工関連分野（現場の施工管理、積算、CM、建築リニューアル・維持管理等）に係わる業務。1級の「施工管理技士」資格を持つ建築士の実務経歴年数は、いずれか早い資格取得から算定する。建築士免許を持つ「建築積算士」「建築コスト管理士」で、日本建築積算協会の会員は、申請に基づき「積算」*1に認定される。ストック関連団体*2の資格を持つ建築士は、申請に基づき「診断・改修」に認定される。
棟梁 専攻建築士	①日本の伝統木造技術を継承し、その技術のもとに伝統建築（社寺建築、数寄屋等）の建築生産全体を統括しつつ、設計・工事監理及び施工（木工技能）を行なう業務 ②日本の伝統木造技術の基礎となる規矩術や木組みの架構技術を修得し、その技術を現代建築に活かし、木造住宅をはじめ、学校や福祉施設等の設計・工事監理、及び施工（木工技能）を行なう業務 以上①又は②の業務を行い、且つ後進の指導にあたる立場の者。
法令 専攻建築士	次の実績を持つ1級建築士。法令の策定、建築確認、住宅性能評価等に係わる業務。裁判所、行政機関、建築士会等に対する技術的・法的立場からの支援業務又は活動（裁判所支援：民事調停委員、民事鑑定委員、民事鑑定人、行政支援：建築工事紛争委員会委員、建築士審査会、建築審査会、建築士会の建物相談（法令に関する）等の実績。）。「建築基準適合判定資格者」「建築主事資格試験合格者」は申請に基づき認定される。
教育・研究 専攻建築士	教育機関（工業高校、高等専門学校、専門学校、大学等）において、建築に関する教育、訓練等の業務又は、研究・調査・開発機関（大学を含む）及び企業の研究開発部門等で、特定の専門分野の研究開発等の業務。「建築士」免許資格者を対象とする。

1-3. 専門分野表示

専門分野表示は、消費者から見て「表示があった方が分かりやすい」という視点から設けることを原則としています。専門分野表示は、業務内容を狭める側面もあるので、全ての建築士が専門分野表示をする必要はありません。専門分野表示は、「得意分野」を表示するもので、審査は1分野3件以上の実績で審査します。専門分野表示は、1専攻領域当たり3件までとしています。

※限定表示につきましては、平成21年度より専門分野表示に含めることとなりました。

表2 専門分野表示の例

まちづくり	都市デザイン、景観計画、都市計画、再開発、区画整理、ユニバーサルデザイン、防災まちづくり、まちづくりコーディネーター、まちづくりアドバイザー、街並み保存・修景、まちづくり行政
統括設計	戸建住宅、集合住宅、医療施設、福祉施設、教育施設、生産施設、商業施設、業務施設、文化施設、宗教施設、交通施設、宿泊施設、物流施設、スポーツ施設、漁業関連施設、社寺建築、数奇屋造、伝統建築保護修復、ランドスケープ、ファシリティマネジメント、プロジェクトマネジメント、コンストラクションマネジメント、積算、リフォーム、診断・改修、農業関連施設
構造	耐震診断・補強
設備設計	空調設備、給排水衛生設備、電気設備、省エネルギー、情報システム
建築生産	建築施工管理、設備施工管理、積算、診断・改修、工事監理、戸建住宅、集合住宅、維持管理、リフォーム、アスベスト診断・改修、プレカット、コンストラクションマネジメント、鉄骨工作図、確認申請代行、鑑定書等作成
棟梁	社寺仏閣建築、数奇屋造、伝統型木造住宅、古民家診断・改修・再生等、茅葺合掌造改修
法令	建築確認・検査、性能評価、保証検査、建築紛争調停、特定行政庁等業務、建築相談、鑑定書等作成
教育研究	設計、構造、環境設備、材料・施工、福祉工学、建築計画、都市計画、建築史

1-4. 申請対象者と専攻種別

申請対象となる建築士は、建築士免許取得後、必要実務経歴年数と責任ある立場での実務実績が3件以上あり、かつCPD履修単位登録を行った者です。

表3 専攻領域別申請要件一覧

専攻領域	対象建築士資格等	必要実務経歴年数	実務実績件数	必要CPD単位	実務経歴・実績に代えることのできる協定団体等の資格
まちづくり	建築士	建築士免許取得後 5年の経歴 + 実務実績3件 + 直近1年のCPD12単位			—
統括設計	建築士				・「APECアーキテクト」
構造設計	1級建築士				・「APECエンジニア(構造)」 ・日本建築構造技術者協会「JSCA建築構造士」 ・「構造計算適合性判定員」 ・「構造設計一級建築士」
設備設計	建築士				・建築設備技術者協会「JABMEE シニア」 ・「設備設計一級建築士」
建築生産	建築士				・日本建築積算協会「建築積算士」「建築コスト管理士」 ・ストック3団体「5資格」
棟梁	建築士				・日本伝統建築技術保存会「正会員」 ・「日本伝統建築技能者」
法令	1級建築士				・「建築基準適合判定資格者」
教育研究	建築士				—

2. 登録更新について

専攻建築士の登録の有効期間は5年間です。このため、専攻建築士であり続けるためには、登録を更新する必要があります。

本会では平成18年度より専攻建築士制度を実施し、本年度（平成23年度）に第2回目の登録更新を迎えることとなりました。今回登録更新の対象は、平成23年度に専攻建築士に登録された方です。登録証の有効年月日欄に2007年3月7日と記載されている方は、期間内に登録更新の手続きをお願いいたします。

2-1. 登録更新に必要な条件について

(1) CPD単位

登録の有効期限日の5年前から申請前日までに必要単位のCPDを実施していることが更新の必要条件となります。平成23年度の登録更新では、平成19年3月から平成24年2月までに取得された200単位が必要です。

(2) 専攻領域の「責任ある立場の実務実績」3件

更新する領域で、過去20年以内に責任ある立場での実績3件以上あることも更新の必要条件です。

実務実績は、更新日から遡って20年前のものまで有効です。また、18ヶ月を超えるプロジェクトは2件とすることができます。

(3) CPD単位取得の特例

建築士取得後30年以上を超える建築士で、専攻領域においてCPD単位を求める必要が無いほど十分な実務実績を有している専攻建築士は、CPD単位にかわり、法定定期講習または建築士会が行う特別認定講習等のいずれか1回以上の受講で更新が可能です。

※更新申請申込時に法定定期講習または建築士会が行う特別認定講習等を未受講の方は、更新申込時までに開催される定期講習の受講により、CPD単位緩和措置での申請資格が与えられます。詳しくは、事務局までお問い合わせください。

(4) 実務実績等免除の資格について

専攻建築士登録更新審査、認定基準の第5条に掲げられた資格の取得、又は更新を行った場合は、(2)の実務実績が免除となります。また、APECアーキテクト・APECエンジニア・JABMEE SENIORの資格にて該当領域の更新をされる場合は、(1)のCPD単位及び(2)の実務実績が緩和されます。

2-2. 専攻建築士経歴証について

実務のリタイア者や研修単位が不足している方については、専攻建築士登録者で有った事を示す「専攻建築士経歴証」への移行制度も盛り込まれています。申請書



は別途ございますので、事務局までご連絡願います。

3. 登録更新申請について

3-1. 審査・登録申請書類の配布

(1) 配布方法

- ①更新対象の方には、直接、事務局より「更新申請様式」が送付されます。
- ②本会ホームページ (URL <http://www.y-shikai.or.jp>)よりダウンロードしてください。

3-2. 申請の方法

(1) 審査申請書の受付

- ① 受付期間：平成24年1月4日(水)～2月3日(金) (締切日の消印有効)
- ② 受付場所：(社) 山口県建築士会事務局
- ③ 申請方法：「(2) 申請に必要な書類」に示す書類を、上記受付場所へ持参、又は郵送してください。
■ 申請における個人情報、審査及び認定・登録にのみ使用し、本会および連合会の個人情報保護規定に則り管理いたします。

(2) 申請に必要な書類

- ① 審査・登録申請書(更新申請様式) 本会の定める平成22年度申請書に限る。
- ② 顔写真(縦3.0cm×横2.4cm) 2枚(3ヶ月以内に撮影した証明写真等。カラー可)
 - ・無帽、無背景、正面上3分身を写した証明写真
(カラーコピーやプリンター出力したものは、カード作成時に薬品処理を行うので不可です)
 - ・写真の裏面に氏名を記入し、「申請書所定欄」(様式1・2)に貼付して下さい。
- ③ 審査・登録手数料払込証明書の写し(申請書様式5の所定欄にコピー貼付のこと。)
- ④ 建築士免許証等の写しまたは携帯型の建築士免許証明書(写)。
他資格を利用しての申請の場合は、他資格・他団体の会員証の写し。
- ⑤ CPD取得単位実績証またはCPD個人実績表の写し (必要な方のみ後日ご提出いただきます。)
※申請に必要なCPD単位数は、2007年3月から2012年2月までの単位200単位以上です。
必要単位が満たない方のみ後日ご提出いただきます。
*注意：申請に必要な書類が不足していると、申請が受理されず、審査を受けることができません。
また、審査の過程において、別途に審査・評議会より追加や修正書類の提出をお願いすることがありますが、申請者自身による修正の申出は受けられません。なお、申請のために提出された書類については返却には応じられません。予めコピー等をお取り下さい。

(3) 審査・登録申請書について

各様式の内容は次のとおりです。

(様式1) 専攻建築士審査・登録申請 誓約書 (顔写真添付)

(様式2) 専攻建築士審査・登録申請書 (顔写真添付)

(様式3) 建築士免許取得後の30年を超える職務経歴書

(様式3-2) 更新に係るCPD単位緩和申請書

建築士法第22条の2の定める定期講習及び特別認定講習(旧：指定講習)の受講をもって申請される方は、必ず講習受講券または受講証明書の写しを貼付してください。

(様式4) 責任ある立場での実務実績・追加用 (領域別)

申請時の実績3件のうち、20年以前の実績がある場合は、不足分をご提出願います。

(様式5) 専攻建築士ポートフォリオ (領域別書式)

(様式6) 申請書類確認書 (手数料払込証明書の写し貼付)

*氏名等の漢字について：本制度の申請・登録の運用、ホームページ公開等は、パソコンで操作、管理するため、外字、異体字等では登録できませんので、ご了承下さい。

(4) 申請形式について

申請形式によって、ご提出いただく書式が異なりますので、必ず「登録更新申請のチェック・フロー」(P.2)で申請形式をご確認の上、①～⑤のいずれか該当する番号の書類を提出願います。

① 一般的な更新の方 (CPD 〇〇単位取得)

提出書類 様式1、2、(4※1)、5、6

② 免許取得後30年以上の実務のある特例更新の方 (定期講習・特別認定講習)

提出書類 様式1、2、3 (受講確認資料添付)、3-2、(4※1)、5、6

③ 30年以上の特例更新の方で、更新日までに更新基準を満たす方

提出書類 様式1、2、3、3-2、(4※1)、5、6

④ 一般的な更新の方で、不足CPD単位や実務を更新日までに提出される方

提出書類 様式1、2、3-2、(4※1)、5、6

⑤ 実務実績等免除の資格をお持ちの方 (審査基準の適用の特例に該当される方)

提出書類 様式1、2、(3-2※2)、5、6、該当資格証の写し

申請形式⑤での提出書類は下記のとおりです。(専攻建築士登録更新審査、認定基準第5条より)

専攻領域	対象資格	必要書類	CPD単位
統括設計	APEC アーキテクト	様式1、2、3-2、5、6、登録証	—
構造設計	APEC エンジニア	様式1、2、3-2、5、6、登録証	—
	建築構造士	様式1、2、(3-2※2)、5、6、認定証	200単位
	構造計算適合判定員	様式1、2、(3-2※2)、5、6、登録証	200単位
	構造設計一級建築士	様式1、2、(3-2※2)、5、6、建築士証	200単位
設備設計	JABMEE SENIOR	様式1、2、3-2、5、6、認定証	—
	設備設計一級建築士	様式1、2、(3-2※2)、5、6、建築士証	200単位
建築生産	建築積算士、建築コスト管理士	様式1、2、(3-2※2)、5、6、登録証	200単位
	特殊建築物等調査資格者	様式1、2、(3-2※2)、5、6、証明書	200単位
	建築設備検査資格者	様式1、2、(3-2※2)、5、6、証明書	200単位
	建築仕上診断技術者、建築設備診断技術者、建築・設備総合管理技術者	様式1、2、(3-2※2)、5、6、登録証	200単位
棟梁	日本伝統建築技能者並びに正会員	様式1、2、(3-2※2)、5、6、認定証	200単位
法令	建築基準適合判定資格者	様式1、2、(3-2※2)、5、6、登録証	200単位
法令	建築主事資格試験合格者	様式1、2、(3-2※2)、5、6、合格証書	200単位

※1 (様式4) 責任ある立場3件の追加申請書について

前回申請時の実績3件が20年以内の場合は、様式4の提出は省略できます。
実績件数が不足される方は、20年以前の実績にかわる、20年以内の実績を
様式4にご記入の上、提出願います。

※2 (様式3-2) 申請形式⑤に該当される方で、CPD単位緩和にて申請される方のみご提出ください。

3-3. 審査・登録手数料

(1) 手数料等 会員 **16,800円** (内訳: 審査手数料 10,500円 認定登録料 6,300円 いずれも税込)
複数領域希望者は、一領域追加毎に審査手数料 10,500円を加算して払込下さい。※**会員外別**

(2) 払込方法と指定口座

- ① 郵便局に備え付けの振込用紙にて、下記本会指定の郵便口座に払込み納付し、その際発行される郵便払込請求書兼受領証の写しを審査申請書の所定欄に貼付けて下さい。
 - ② ■郵便振替：01370-7-2259 ■名義：(社) 山口県建築士会
- * 審査手数料は、審査申請書の受理に至らなかった場合を除き、返還しません。
登録料は、「要件を満たしていない者」に対してのみ、事務局から払い戻しいたします。

4. 審査について

4-1. 審査方法

「審査」は、申請者より提出された審査・登録申請書に対し、領域別に示す審査要件を満たしているか、(社) 山口県建築士会に設ける「専攻建築士審査・評議会」で審査を行います。

4-2. 申請手続

(1) 審査申請

- ① 毎年一回、「専攻建築士の審査及び認定登録」を行うものとします。
- ② 申請は、「専攻建築士審査・登録申請書（更新申請様式）」で行うものとします。

(2) 審査基準

別に定める「専攻建築士登録更新審査、認定基準」に基づき、審査されます。

(3) 審査評議会（都道府県建築士会）

審都道府県「審査評議会」は、「専攻建築士登録更新審査、認定基準」に基づき審査を行います。
審査評議会での審査結果を、(社)日本建築士会連合会「専攻建築士認定評議会」へ認定申請されます。
申請書類を審査し、内容に不備がある場合には、修正・追記を求める場合があります。また、審査上、追加書類の提出や面接等の調査をお願いする場合があります。

(4) 認定評議会（日本建築士会連合会）

建築士会審査評議会より、認定申請された審査評議経過及び判断に基づき、認定の可否を評議いたします。(通常1年度に2回、9月と3月に認定評議会を開催します)

- ① 認定 (社)日本建築士会連合会会長に、認定の報告をします。
- ② 不認定 建築士会審査評議会に、その結果を通知します。

5. 登録手続き

5-1. 登録の方法

認定された専攻建築士について、「専攻建築士登録番号」「氏名」「生年月日」「建築士免許級別登録番号」「専攻建築士登録年月日」「有効期限」「専攻領域」「専門分野」を専攻建築士名簿に登録します。

5-2. 登録の有効期間

登録の有効期間は5年間です。(有効期限は登録証に明記されます。)

専攻建築士の名称を付与する最終的な権限は、当面の運用において日本建築士会連合会の「専攻建築士認定評議会」に留保されます。

5-3. 登録証

認定された専攻建築士に、「専攻建築士登録証(紙)」「専攻建築士登録証(ICカード)」「専攻建築士徽章」を交付します。

5-4. 登録者名簿

登録者は、山口県建築士会で管理する専攻建築士登録者名簿に必要な事項が記載され、日本建築士会連合会、並びに山口県建築士会ホームページにて公表致します。なお、勤務先等の公表については、申請書該当欄の諾否の記入で、同意された方に限り公表致します。

公開される専攻建築士情報は、氏名、地域、専攻領域や専門分野等の項目で検索が可能です。

【公開する情報】

- ・専攻建築士氏名
- ・専攻領域、専門分野
- ・職務領域
- ・ポートフォリオ(様式5)
- ・勤務先
- ・勤務先住所
- ・勤務先電話
- ・業務内容
- ・職務
- ・他の所属団体
- ・建築関連資格
- ・建築業務に関する考え方
- ・ホームページ

インターネット検索例

※ポートフォリオに関しては、審査したもののみを出すことといたします。



所属建築士会	神奈川建築士会
氏名	建築 花子
所在地	宮城県栗原市
建築士登録	一級建築士 2002年 登録
専攻領域 1	設計
専門分野	都市デザイン
専攻領域 2	構造
専門分野	耐震診断・補強
専攻領域 3	環境設備
専門分野	給排水衛生設備
勤務先	ピカソ一級建築士事務所
役職	代表
勤務先住所	神奈川県横浜市
勤務先電話	045-12-3456
業務内容	建築士事務所
職務	建築設計一級
他の所属団体	(社)日本建築士会連合会 (社)日本建築士会連合会 神奈川建築士会連合会
建築関連資格	一級建築士 建築基準適合
社会活動	まちの防災講座 よつこ、更に
建築・業務に関する考え方	地域の安全・ リアフリー化) 建築・業務に関する考え方 の工夫・努力 足し足りない です。
ホームページ	



5-5. 変更・再交付登録

内容に変更が生じた場合や認定証を汚損・紛失した場合は、再交付(実費)を行いますので事務局に連絡の上、所定の申請書により手続きを行って下さい。

5-6. 監査・制裁措置等

山口県建築士会「専攻建築士審査評議会」及び日本建築士会連合会「専攻建築士認定評議会」では、専攻建築士に対し、一定期間毎に、一定程度の数を抽出し、監査を行うことがあります。

具体的には、専攻建築士がCPDを実施しているか又は、同意項目を遵守しているかについて、事実確認のため、問い合わせを行ったり、必要書類(講習会受講証、シンポジウム参加証等)の提出を求めたり、第三者への確認等を行うことになります。

なお、虚偽の記載等が発覚した場合には、登録の抹消等の制裁的措置を行うことがあります。

6. 規則等

専攻建築士制度規則

建築技術の高度化にともない、建築士の業務の専門分化は着実に進展しており、建築士は、少なくとも自らの責任の果たす専門領域と、そこでの自らの能力を消費者やクライアント、市民社会に明示する社会的責務がある。

本会及び建築士会は、幅広い基礎的素養、高い専門能力、健全な職業倫理を兼ね備えた建築士を新しい建築士像と位置づけ、それらに裏打ちされた建築士による建築技術者の集団として、建築の質の向上を図る必要がある。

ここに、市民社会から信頼される建築士として、地球環境への配慮をはじめ、良質な社会的ストックとしての建築を創り、守り、育てていくことを決意し、この専攻建築士制度を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、建築士（建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という）第2条第1項の建築士をいう。以下同じ。）が自らの専攻領域、専門分野と、その知識、技能を社会に明示し、建築士の業務責任の明確化を図り、社会的責務を果たすとともに消費者の保護に資することを目的とする。

(専攻建築士)

第2条 専攻建築士は、建築士免許取得後、一定の実務経歴及び実務実績を有し、かつ、本会及び建築士会（建築士法第22条の4第1項の一般社団法人（以下「建築士会」という。）で定める継続能力開発制度又はこれと同等と本会の会長が認めた制度に基づく所定の研修等を履修した者であって、この規則の定めるところにより認定された者をいう。

(専攻領域)

第3条 専攻領域は、次の各号に掲げる、まちづくり、統括設計、構造設計、設備設計、建築生産、棟梁、法令、教育・研究の8つとし、各号に定める業務に従事した経験が有る場合に表示するものをいう。この場合において、一人の専攻建築士は3つを限度に、複数の専攻領域を表示することができる。

- (1) まちづくり 次のイからニのいずれかに該当する業務
 - イ 都市デザイン又は都市計画に係るもの
 - ロ 開発事業、区画整理・再開発等の具体的プロジェクトに係るもの
 - ハ 地域の住民参加、NPO団体等による景観保存、まちおこし運動、地域貢献活動等に対する専門家としての幅広い支援
 - ニ イからハに係る企画、調査等のコンサルタント
- (2) 統括設計 建築士免許を必要とする建築の設計及び工事監理に係る業務
- (3) 構造設計 一級建築士免許を必要とする建築の構造に関する設計及び工事監理に係る業務
- (4) 設備設計 建築の設備に関する設計及び工事監理に係る業務
- (5) 建築生産 次のイ又はロのいずれかに該当する業務
 - イ 建築施工管理又は設備施工管理分野に係るもの
 - ロ 維持管理、診断・改修、積算、コンストラクションマネージメント等の建築生産に係るもの
- (6) 棟梁 次のイ又はロのいずれかに該当する業務及び後進の指導に当たる立場に係る業務
 - イ 日本の伝統木造技術を継承し、その技術の

もとに伝統建築(社寺建築、数寄屋等をいう。)の建築生産全体を統括し、並びに設計、工事監理及び施工(木工技能)を行うもの

ロ 日本の伝統木造技術の基礎となる規矩術及び木組みの架構技術を修得し、並びにその技術を活かした木造住宅、学校、福祉施設等の現代建築の設計、工事監理及び施工(木工技能)を行うもの

(7) 法令 次のイ又はロのいずれかに該当する業務

イ 法令又は条例等の策定、建築確認又は検査、住宅性能評価等に係るもの

ロ 裁判所、行政、建築士会等に対する建築の技術的又は法的な立場からの支援

(8) 教育研究 公開論文の提出(前7号の専攻領域を併せて表示しようとする場合に限る。)又は次のイ若しくはロのいずれかに該当する業務

イ 教育機関(工業高校、高等専門学校、専門学校、大学等)における建築に関する教育、訓練等

ロ 研究、調査若しくは開発の機関(大学を含む。)又は企業の研究若しくは開発に係る部門等における建築に関連する研究、開発等

(専門分野)

第4条 専攻建築士は、その者の専攻領域のうち得意な業務を専門分野として、別表1に掲げる専攻領域の区分に応じ、3つの分野を限度に表示することができる。

2 本会の会長及び建築士会の会長は、別表1に掲げるもの以外の専門分野の表示が適当であると認められるときは、その専門分野を表示させることができる。

まちづくり	都市デザイン、景観計画、都市計画、再開発、区画整理、ユニバーサルデザイン、防災まちづくり、まちづくりコーディネーター、まちづくりアドバイザー、街並み保存・修景、まちづくり行政
統括設計	戸建住宅、集合住宅、医療施設、福祉施設、教育施設、生産施設、商業施設、業務施設、文化施設、宗教施設、交通施設、宿泊施設、物流施設、スポーツ施設、漁業関連施設、社寺建築、数寄屋造、伝統建築保護修復、ランドスケープ、ファシリティマネジメント、プロジェクトマネジメント、コンストラクションマネジメント、積算、リフォーム、診断・改修、農業関連施設
構造設計	耐震診断・補強
設備設計	空調設備、給排水衛生設備、電気設備 省エネルギー、情報システム
建築生産	建築施工管理、設備施工管理、積算、診断・改修、工事監理 戸建住宅、集合住宅、維持管理、リフォーム、アスベスト診断・改修、プレカット コンストラクションマネジメント、鉄骨工作図、確認申請代行、鑑定書等作成
棟梁	社寺仏閣建築、数寄屋造、伝統型木造住宅、古民家診断・改修・再生等、茅葺合掌造改修
法令	建築確認・検査、性能評価、保証検査、建築紛争調停、特定行政庁等業務、建築相談、鑑定書等作成
教育研究	設計、構造、環境設備、材料・施工、福祉工学、建築計画、都市計画、建築史

第2章 申請、審査、認定

(申請)

第5条 専攻建築士の認定を受けようとする者は、別に定める専攻建築士審査、認定基準（以下「審査基準」という。）に基づき、次の各号に定める費用を添えて、その者の住所を有する建築士会に申請しなければならない。なお、登録料、審査料については別表2に定める。

- (1) 登録料
- (2) 審査料

(審査)

第6条 建築士会の会長は、前条の申請を受けたときは、審査基準に照らして審査し、申請の内容及びその審査の結果について本会の会長に通知しなければならない。

(認定)

第7条 本会の会長は、前条の通知を受けたときは、審査経過、内容及びその結果に基づき専攻建築士の適合者を認定する。

2 第5条の申請をした者が前項により認定されないこととなったときは、その者に第5条1号の登録料を返還しなければならない。

第3章 登録、更新

(登録)

第8条 本会の会長は、認定された専攻建築士について、専攻建築士登録番号、氏名、生年月日、建築士免許級別・建築士免許登録番号、専攻建築士登録年月日、有効期限、専攻領域、専門分野を専攻建築士名簿（以下「名簿」という）に登録し、建築士会の会長及び当該申請者に通知する。

2 専攻建築士の登録の有効期間は5年以内とする。

3 第1項の登録がなされたときは、本会会長及び建築士会会長の連名による専攻建築士登録証及び登録証カード並びに専攻建築士徽章を、建築士会

を経て当該専攻建築士に交付する。

4 名簿は、本会及び建築士会に常備し、一般の公開に供するものとする。

(登録更新)

第9条 専攻建築士は、その登録の有効期間が満了する前に、別に定める専攻建築士登録更新審査、認定基準（以下「更新基準」という。）に基づき、次の各号に定める費用を添えて、建築士会に登録の更新を申請できる。なお、登録料、審査料については別表3に定める。

- (1) 登録料
- (2) 審査料

2 前項の登録更新の申請について、第6条から第8条までの規定を準用する。この場合において、「審査基準」とあるのは「更新基準」と読み替えるものとする。

(登録事項の変更)

第10条 専攻建築士は名簿の登録事項に変更があったときは、その旨を建築士会の会長に速やかに届け出なければならない。

(登録証等の再交付)

第11条 専攻建築士は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録証等の再交付を申請することができる。

- (1) 登録証の記載事項に変更があった場合
- (2) 止むを得ない事情で登録証を汚損または紛失した場合

2 専攻建築士は、前項により登録証等の再交付を受けようとするときは、別表4に定める再交付の手数料を添えて本会に申請しなければならない。

(懲戒)

第12条 本会の会長は専攻建築士が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該専攻建築士の登録を取り消さなければならない。

- (1) 専攻建築士の登録期間が満了したとき。
 - (2) 第5条または第9条による申請後、その申請内容に反した事実が判明したとき
 - (3) 死亡または失踪の宣告を受けたとき
 - (4) 建築士法に基づき建築士の免許が取り消されたとき
 - (5) 前各号に定めるもののほか本会会長が特に取消すことが適当であると判断したとき
- 2 本会の会長は、専攻建築士が建築士法に基づく業務停止の処分を受けたときは、当該専攻建築士に対し同様の期間、専攻建築士登録を抹消し、同項の処分期間が経過した時点で再登録するものとする。また、抹消期間中は、第24条の規定による。
- 3 第1項または前項にて専攻建築士の懲戒をするときは、本会の会長は、あらかじめ当該専攻建築士が所属する建築士会の会長にその旨を通知し、その合意を得なければならない。
- 4 専攻建築士は、第1項各号により登録が取り消されたときは、専攻建築士登録証及び登録カード並びに専攻建築士徽章を速やかに建築士会に返却しなければならない。

(不服の申立て)

第13条 専攻建築士は、前条の登録の取り消しについて不服のあるときは、本会の会長及び建築士会の会長に対して不服の申立てをすることができる。

(専攻建築士経歴証)

第14条 登録更新にあたり更新基準を満たさない専攻建築士は、別表5に定める登録料を添えて、「専攻建築士経歴証」の交付を、住所を有する建築士会を経て本会に申請することができる。

- (1) 前項の申請があった場合において、本会の会長は、本会の会長及び建築士会の会長の連名による専攻建築士経歴証及び登録証カード並びに徽章の交付を行い、建築士会の会長及び当該申請者に通知しなければならない。
- (2) 専攻建築士経歴証の有効期間は5年以内と

し更新ができる。

- (3) 専攻建築士経歴証の登録については、第8条第1項、第4項の規定を準用する。この場合において「専攻建築士」とあるのは「専攻建築士経歴者」と読み替えるものとする。
- (4) 登録事項の変更は第10条、登録証の再交付は第11条、登録の取消しは第12条の規定をそれぞれ準用する。この場合において「専攻建築士」とあるのは「専攻建築士経歴者」と読み替えるものとする。

第4章 審査、認定機関

(設置)

第15条 専攻建築士の認定申請について、建築士会の会長はその審査にかかる事務をさせるため、建築士会に専攻建築士審査評議会（以下「審査評議会」という。）を置くことができる。また、本会の会長はその認定にかかる事務をさせるため、本会に専攻建築士認定評議会（以下「認定評議会」という。）を設ける。

(審査評議会の組織等)

第16条 建築士会の会長が置く審査評議会の評議員（以下「評議員」という。）は、10人以内で組織する。

- 2 評議員は、次に掲げる者をもって構成し、建築士会会長が理事会の承認を受けて委嘱する。
 - (1) 建築士会の会員 3人以内
 - (2) 建築士会若しくは建築士の業務に深い関係を有し、又は建築士の利益の向上に資すると認められる事業を実施することを主たる目的で設立された社団を代表する者 3人以内
 - (3) 前2号に掲げる者のほか会長が特に必要と認め指定する者 4人以内
- 3 評議員の任期は、2年以内で会長が定める期間とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 評議員は、再任されることができる。

第5章 雑則

(議長及び副議長)

第17条 審査評議会に議長及び副議長を1人置き、評議員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は会務を総理し、審査評議会を代表する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査評議会の会議)

第18条 審査評議会は、議長が召集する。

- 2 審査評議会は、評議員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査評議会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否が同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査評議員は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(審査評議会の部会)

第19条 審査評議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、議長の指名する者をもって組織する。
- 3 部会には、部会長を置き、その部会に属する評議員の互選により、これを定める。
- 4 部会長は部会の会務を掌理する。
- 5 前条の規定は部会の会議に準用する。この場合において、同条中「審査評議会」とあるのは「部会」と、「議長」とあるのは「部会長」と、「評議員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(委任)

第20条 第15条から前条までに定めるもののほか、審査評議会の運営に関し必要な事項は、議長が審査評議会に諮って定める。

(認定評議会)

第21条 本会の会長が置く認定評議会については、別に定める専攻建築士認定評議会運営規程による。

(建築関係団体との連携)

第22条 本会並びに建築士会は、専攻建築士制度に関し、建築関係団体と常に情報交換及び協議を行い、協力して普及に努めなければならない。

(守秘義務)

第23条 審査及び認定・登録に係わる者及び事務に係わる者は、当該業務において知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

(名称の使用禁止)

第24条 専攻建築士でない者は、専攻建築士又は専攻建築士と紛らわしい名称を用いてはならない。

(規約の制定・改廃)

第25条 この規則の制定、改廃及び専攻建築士制度の運営に関する必要な事項は、本会の理事会の議を経なければならない。

附則

この規約は、第418回定例理事会・士会長合同会議の議決により、平成15年10月23日から施行する。

附則

(限定表示他)

この改定は、第425回定例理事会の議決により、平成17年3月25日から施行する。

附則

(規約、規則の統合による規則の改定及び規約の廃止)

この改定は、第426回定例理事会・士会長の議決により、平成17年5月25日から施行する。

附則

(規則、審査、認定・登録基準の重複箇所等整理による改編)

この改定は、第433回定例理事会の議決により、平成18年10月19日から施行する。

附則

(規約、規則の改定及び規約の廃止)

1条 この改定は、第443回定例理事会の議決により、平成20年10月24日から施行する。

(限定表示に関する経過措置)

2条 第5条2項の規定の際に現に同条同項の改正前の規定により表示されている限定表示については改正後の規定により認定された専門分野とみなす。

附則

(すべての建築士を対象とした制度の改編)

1条 この改定は、第448回定例理事会の議決により、平成21年10月15日から施行する。

2条 この規則の施行前に改正前の規則の規定により専攻建築士の登録又は登録更新を受けた者は、改正後の規定により認定された専攻建築士とみなし、この規則の適用を受ける。

3条 この規則の施行前に専攻建築士認定評議会運営規程により本会に置かれた専攻建築士認定評議会又はその部会は、この規則により置かれた専攻建築士認定評議会又はその部会とみなし、これらの者の任期は、なお従前の例による。

4条 この規則の施行前に専攻建築士審査評議会運営規程により建築士会に置かれた専攻建築士審査評議会又はその部会は、この規則により置かれた専攻建築士審査評議会又はその部会とみなし、これらの者の任期は、なお従前の例による。

設計	教施設、交通施設、宿泊施設、物流施設、スポーツ施設、漁業関連施設、農業関連施設、社寺建築、数奇屋造、伝統建築保護修復、ランドスケープ、ファシリティマネジメント、プロジェクトマネジメント、コンストラクションマネジメント、積算、リフォーム、診断・改修
構造設計	耐震診断・補強
設備設計	空調設備、給排水衛生設備、電気設備 省エネルギー、情報システム
建築生産	建築施工管理、設備施工管理、積算、診断・改修、工事監理 戸建住宅、集合住宅、維持管理、リフォーム、アスベスト診断・改修、プレカット コンストラクションマネジメント、鉄骨工作図、確認申請代行、鑑定書等作成
棟梁	社寺仏閣建築、数奇屋造、伝統型木造住宅、古民家 診断・改修・再生等、茅葺合掌造改修
法令	建築確認・検査、性能評価、保証検査、建築紛争調停、特定行政庁等業務、建築相談、鑑定書等作成
教育・研究	設計、構造、環境設備、材料・施工、福祉工学、建築計画、都市計画、建築史

別表1 専攻領域別専門分野

まちづくり	都市デザイン、景観計画、都市計画、再開発、区画整理、ユニバーサルデザイン、
まちづくり行政	防災まちづくり、まちづくりコーディネーター、まちづくりアドバイザー、街並み保存・修景、まちづくり行政
統括	戸建住宅、集合住宅、医療施設、福祉施設、教育施設、生産施設、商業施設、業務施設、文化施設、宗

別表2 申請料 (消費税別)

	会 員	会員以外のすべての建築士
登録料	6,000 円	10,000 円
審査料	10,000 円	17,000 円 (専攻領域1領域につき)

別表3 登録更新申請料（消費税別）

	会 員	会員以外のすべての建築士
登録料	6,000 円	10,000 円
審査料	10,000 円	17,000 円 (専攻領域1 領域につき)

別表4 登録証等の再交付(消費税別)

	会員	会員以外のすべての建築士
専攻建築士登録証	2,000 円	3,000 円
専攻建築士登録証カード	2,000 円	3,000 円
専攻建築士徽章	2,000 円	3,000 円

(

別表5 専攻建築士経歴証申請料（消費税別）

	会員	会員以外のすべての建築士
登録料	6,000 円	10,000 円

(

専攻建築士審査、認定基準

(目的)

第1条 専攻建築士審査、認定基準（以下「審査基準」という。）は、専攻建築士制度規則（以下「専攻規則」という。）に基づき、専攻建築士の審査、認定に関して必要な事項を定め、かつ、その適正な運営を図ることを目的とする。

(申請)

第2条 専攻建築士の認定を受けようとする者は、専攻規則第5条の規定により、この基準の定めるところによる。

2 専攻建築士の認定を受けようとする者は、次の各号に該当しなければ申請することはできない。

- (1) 建築士法で定める建築士免許取得者
- (2) 構造設計、法令の専攻領域においては、一級建築士に限る。

(実務経歴の年数)

第3条 申請者は、建築士免許の取得後、申請に係る専攻領域について、専攻規則第3条各号に掲げる専攻領域の業務に従事した年数が5年以上の者であること。

ただし、専攻領域が設備設計である場合の実務経歴年数は建築士又は建築設備士、専攻領域が建築生産である場合にあっては建築士、一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士又は一級管工事施工管理技士のいずれかの資格の取得の早いものから算定することができる。

- 2 前項の業務に従事した年数は、専攻規則第5条の申請の日の20年前から当該申請の日の前日までの期間に従事した年数のうちから積算できる。
- 3 前項の業務に従事した年数を積算する場合、2以上の業務について、それぞれ従事した期間が重複する場合は、その重複する期間は、いずれか以下の業務に従事したものとみなして年数を算出しなければならない。

4 前項の規定は、申請に係る専攻領域が2以上あって、異なる専攻領域における業務について相互に従事した期間が重複する場合は、適用しない。

5 専攻領域が**統括設計**、構造設計又は設備設計の場合、それぞれの専攻領域に係るコストマネジメント、コンストラクションマネジメント、マネジメント等の業務に従事した年数を第1項の業務に従事した年数に加えることができる。

(実務実績の件数)

第4条 申請者は、専攻規則第3条各号に掲げる業務のうち、申請に係る専攻領域について、専攻規則第5条の申請の日の20年前から当該申請の日の前日までの期間に、次の各号に掲げる責任ある立場で携わった業務の件数が3件以上あること。

- (1) 比較的小規模の業務について、企画、計画、設計・監理、調整、施工管理等の大半を担うもの
- (2) 比較的大きな業務の一部を担当して、業務全体を理解した上で関連部署との調整やチームの指導等を行うもの
- (3) 複雑な条件下の業務、新しい考え方が求められる業務、あるいは複数の領域にまたがる業務を主導的、または、それらを総括する立場で行うもの

2 前項の責任ある立場で携わった業務が、1件で18ヶ月を超える期間であるものについては、その実務実績は2件であったものとみなす。

3 専門分野の表示に必要な実務経歴は一つの専門分野につき3件以上とする。そのうち第1項の責任ある立場で携わった実務実績1件以上が含まれていること。

(CPD単位)

第5条 申請者は、専攻規則第5条の申請の日の1年前から当該申請の日の前日までの期間で、本会及び建築士会で定める継続能力開発制度においてはCPDが12単位以上、専攻規則第2条の規

定により本会会長が認めた制度の場合においては、当該制度における所定のCPD単位数以上あること。ただし、既に専攻建築士の登録を受けたことのある者は、新たな専攻領域に申請する場合を除き、専攻建築士制度登録更新審査、認定基準第4条第1項の規定による。

(審査基準の適用の特例)

第6条 申請者が、次に掲げる専攻領域の各号のいずれかに該当するときは、それぞれの定めるとおりとする。

1 統括設計専攻領域

APECアーキテクトは、その登録証を以って第3条から第5条までの規定を適用しない。

2 構造設計専攻領域

(1) APECエンジニア(構造)は、その登録証を以って第3条から第5条までの規定を適用しない。

(2) (社)日本建築構造技術者協会の認定するJSCA建築構造士は、その認定証を以って第3条及び第4条の規定を適用しない。

(3) 構造計算適合性判定員は、その登録証を以って第3条及び第4条の規定を適用しない。

(4) 構造設計一級建築士は、その建築士証を以って第3条及び第4条の規定を適用しない。

3 設備設計専攻領域

(1) (社)日本建築設備技術者協会の認定するJABMEE SENIORは、その認定証を以って、第3条から第5条までの規定を適用しない。

(2) 設備設計一級建築士は、その建築士証を以って第3条及び第4条の規定を適用しない。

4 建築生産専攻領域

(1) (社)日本建築積算協会の認定する建築積算士または建築コスト管理士は、その登録証を以って第3条及び第4条の規定を適用しない。

(2) (財)日本建築防災協会の認める特殊建築物等調査資格者は、その証明書を以って第3条及び第4条の規定を適用しない。

(3) (社)日本建築設備・昇降機センターの認める建築設備検査資格者は、その証明証を以って第3条及び第4条の規定を適用しない。

(4) (社)建築・設備維持保全推進協会の認める建築仕上診断技術者、建築設備診断技術者、建築・設備総合管理技術者は、その登録証を以って第3条及び第4条の規定を適用しない。

5 棟梁専攻領域

NP0 法人 日本伝統建築技術保存会の認める日本伝統建築技能者並びに正会員は、その認定証を以って第3条及び第4条の規定を適用しない。

6 法令専攻領域

建築基準適合判定資格者は、その登録証、建築主事資格試験合格者は、その合格証書を以って第2条第2項第2号、第3条及び第4条の規定を適用しない。

* この要項は、平成16年1月23日から適用する。

* 限定表示、他の改定は、平成17年3月25日から適用する。

* 「教育研究」領域の追加は、平成17年10月1日から適用する。

* 規則、基準の重複箇所等整理による改編は、平成18年10月19日から適用する。

* 規則、基準の名称等整理による改編は、平成20年10月24日から適用する。

* すべての建築士を対象とした改編は、平成21年10月15日から適用する。

専攻建築士登録更新審査、認定基準

(目 的)

第1条 この登録更新審査、認定基準（以下「更新基準」という。）は、専攻建築士制度規則（以下「専攻規則」という。）に基づき、専攻建築士の登録更新の審査、認定に関して必要な事項を定め、かつ、その適正な運営を図ることを目的とする。

(申 請)

第2条 専攻建築士の更新の認定を受けようとする者は、専攻規則第9条の規定により、この基準の定めるところによる。

(実務実績の件数)

第3条 申請者は専攻規則第3条各号に掲げる業務のうち、申請に係る専攻領域について、専攻規則第9条の申請の日の20年前から当該申請の日の前日までの期間に、次の各号に掲げる責任ある立場で携わった業務の件数が3件以上あること

- (1) 比較的小規模の業務について、企画、計画、設計・監理、調整、施工管理等の大半を担うもの
 - (2) 比較的大きな業務の一部を担当して、業務全体を理解した上で関連部署との調整やチームの指導等を行うもの
 - (3) 複雑な条件下の業務、新しい考え方が求められる業務、あるいは複数の領域にまたがる業務を主導的、または、それらを総括する立場で行うもの
- 2 前項の責任ある立場で携わった業務が、1件で18ヶ月を超える期間であるものについては、その実務実績は2件であったものとみなす。
- 3 専門分野の表示に必要な実務経歴は一つの専門分野につき3件以上とする。そのうち前項の責任ある立場で携わった実務実績1件以上が含まれていること

(CPD単位)

第4条 申請者は、専攻規則第9条の申請の日の5年前から当該申請の日の前日までの期間で、本会及び建築士会で定める継続能力開発制度においては、CPDが60単位以上、専攻規則第2条の規定により本会会長が認めた制度の場合においては、当該制度における所定のCPD単位数以上あること。

- 2 登録更新の申請時点に建築士免許取得後30年を超える申請者で、専攻領域においてCPD単位を求める必要が無いほど十分な実務実績を有して

いると本会会長が認めた者は、建築士法第22条の2に定められた定期講習又は建築士会が行う特別認定研修等のいずれか1回以上の受講することをもって、前項の規定は適用しない。

(審査基準の適用の特例)

第5条 申請者が次に掲げる専攻領域の各号のいずれかに該当するときは、それぞれの定めるところとする。

1 統括設計専攻領域

APECアーキテクトは、その登録証を以って第3条及び第4条の規定を適用しない。

2 構造設計専攻領域

(1) APECエンジニア（構造）は、その登録証を以って第3条及び第4条の規定を適用しない。

(2) (社)日本建築構造技術者協会の認定するJSCA建築構造士は、その認定証を以って第3条の規定を適用しない。

(3) 構造計算適合判定員は、その登録証を以って第3条の規定を適用しない。

(4) 構造設計一級建築士は、その建築士証を以って第3条の規定を適用しない。

3 設備設計専攻領域

(1) (社)日本建築設備技術者協会の認定するJABME SENIORは、その認定証を以って第3条及び第4条の規定を適用しない。

(2) 設備設計一級建築士は、その建築証を以って第3条の規定を適用しない。

4 建築生産専攻領域

(1) (社)日本建築積算協会の認定する建築積算士または建築コスト管理士は、その登録証をもって第3条の規定を適用しない。

(2) (社)日本建築防災協会の認める特殊建築物等調査資格者は、その証明書を以って第3条の規定を適用しない。

(3) (社)日本建築設備・昇降機センターの認める建築設備検査資格者は、その証明書を以って第3条の規定を適用しない。

(4) (社)建築・設備維持保全推進協会の認める建築仕上診断技術者、建築設備診断技術者、建築・設備総合管理技術者は、その登録証を以って第3条の規定を適用しない。

5 棟梁専攻領域

NPO法人日本伝統建築技術保存会の認める日本伝統建築技能者並びに正会員は、その認定証を以って第3条の規定を適用しない。

6 法令専攻領域

建築基準適合判定資格者は、その登録証、建築主事資格試験合格者は、その合格証書を以って

第3条の規定を適用しない。

(附則)

- 1 この「登録更新審査、認定基準」は、平成19年1月14日から適用する
- 2 建築士会は、下記の①②に該当する登録更新の申請者について、登録更新申請に必要なCPD単位を200単位以上とすることができる。また、申請日までに200単位に満たない場合は、登録更新日までに200単位を満たすことを確約して申請することができる。
①当該建築士会が専攻建築士制度を開始した初年度

に申請し、認定された専攻建築士であること
②当該建築士会が初めて行う登録更新受付に申請する専攻建築士であること

- * この改編は、平成20年10月24日から適用する。
- * すべての建築士を対象とした改編は、平成21年10月15日から適用する。
- * この改編は、平成23年5月26日から適用する。